

第 10 回総会議事録

(令和 3 年 4 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会第10回総会 議事録	
日 時	令和3年4月26日(月) 14時00分～15時40分
開催場所	都筑区総合庁舎 6階会議室
出席者の状況	総農業委員数 19名 出席農業委員数 17名 欠席農業委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について</p> <p>第2号議案 横浜市中央農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した3月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第9号 令和2年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について</p> <p>その他</p>
審議結果	<p>第1号議案 委嘱決定</p> <p>第2号議案 解任及び任命決定</p> <p>第3号議案 1番 許可 2番 許可</p> <p>第4号議案 1番 許可相当 2番 許可相当</p> <p>第5号議案 1番 許可相当 2番 許可相当</p>

	<p>第6号議案 1番 証明交付</p> <p>第7号議案 1番 証明発行</p> <p>第8号議案 1番 協力 2番 協力 3番 協力 4番 協力</p>
議事	
事務局	<p>(第7期第10回総会) 開会 14時00分 事務局より出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>環境創造局着任者の挨拶 農政部長 内田義人、農政推進課担当係長 木村久徳、農政推進担当職員 五十嵐雄</p> <p>ただ今から第10回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号18番白井秀幸委員、19番小島重信委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第1号議案「横浜市中心農業委員会顧問の委嘱について」事務局から説明してください。</p> <p>横浜市中心農業委員会顧問の委嘱について、次のものを、横浜市中心農業委員会顧問に委嘱したい。 1. 神奈川区長 日比野政芳、2. 旭区長 権藤由紀子、3. 港北区長 鶴澤聡明、4. 都筑区長 佐藤友也。 理由。令和3年4月1日横浜市人事異動をもって、横浜市中心農業委員会の顧問に変更が生じたため、横浜市中心農業委員会組織規程第2条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。 無いようですので、第1号議案について委嘱決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第1号議案について委嘱を決定します。 続いて第2号議案「横浜市中心農業委員会事務局職員の任免について」事務局から</p>

事務局	<p>説明してください。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局職員の任免について。</p> <p>1. 次のものを、横浜市中央農業委員会事務局職員から解任したい。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局事務長 丸山知志、横浜市中央農業委員会事務局 亀岡好司、横浜市中央農業委員会事務局 大滝恵、横浜市中央農業委員会事務局 野口勝弘。</p> <p>2. 次のものを、横浜市中央農業委員会事務局職員に任命したい。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局事務長 関根伸昭、横浜市中央農業委員会事務局 山口志帆、横浜市中央農業委員会事務局 佐藤一博、横浜市中央農業委員会事務局出籠駿、横浜市中央農業委員会事務局 伊藤俊介。</p> <p>理由。令和3年4月1日、8日及び13日 横浜市人事異動をもって、横浜市中央農業委員会事務局の兼任者に変更が生じたため、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び横浜市中央農業委員会組織規程第4条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第2号議案について解任及び任命を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案について解任及び任命を決定します。</p> <p>(辞令交付)</p> <p>それでは第3号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件は、ここ数年にわたり定期的に行っている世帯内贈与です。芝を栽培しています。経営農地は、芝及び露地野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>譲受人の世帯としての128aで旭区の下限面積の30aを超えています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>1番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>
小川名委員	<p>事務局の説明のとおり、世帯内贈与で6回目になります。問題ありません。</p>
議長	<p>2番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全議員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可とします。 続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は港北区小机町にお住まいで、主に露地野菜を栽培しています。今回、神奈川県羽沢町の農地について、売買の話がまとまったため申請に至りました。申請地は、譲渡人の労力不足により3月末まで別の者が利用権により借りていた農地です。譲受人は規模拡大する意向です。</p> <p>譲受人の世帯としての経営農地は申請地を含め166aで、神奈川県の下限面積40aを超えています。経営農地は露地野菜畑及び果樹畑として全て良好に耕作されています。取得後は露地野菜の栽培を予定しています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>2番について地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>農業をしっかりとやる方であり、問題はありません。</p>
議長	<p>2番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可とします。 続いて、第4号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢で農地管理が難しくなっており、土地の有効利用を考えていたところ、駐車場として利用したいと申入れがあり転用申請するものです。借受法人は、自動車販売業を都筑区折本町で営む法人で、近年の販売台数増加に伴い、販売車両の保管場所に困窮しており近隣で駐車場を探しておりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に折本町西耕地公園、折本町公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とします。西側境界は土留鋼板を新設、北側境界は単管パイプ及び矢板を新設、南・東側境界は単管パイプを新設します。</p> <p>計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。</p>
議長	<p>1番について地区担当は私ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。</p>

全委員	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可相当とし市に進達します。 続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢のため耕作ができず、農地の有効利用を考えていたところ、リサイクル製品を輸出する法人から家電の保管場所として借りたいとの要望あり転用するものです。</p> <p>借受法人は、川崎市高津区でテレビや冷蔵庫などの中古家電を海外へ輸出するリサイクル業者です。現在50㎡ほどの事業地に175個の商品をストックしていますが、置場が狭く積上げて保管しているため、すぐ満杯になり月4回ほど搬出しています。安全性の確保及び事業効率を上げるため、商品を平置きにし月1回の搬出にしたいこと、そのために搬出用大型トレーラーの進入スペースを確保できる広さの土地を探していました。</p> <p>事務所から車で30分圏内で、道路付きがよく、賃料が安く、外国人にも貸してくれる土地は申請地しかありませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり10ha以上の集団農地に属しません。</p> <p>被害防除について、敷地内は全面砂利敷きで雨水は自然浸透とし、周囲は3mの鋼板で囲います。道路際は大型トレーラーが出入りするための転回スペースとして敷地側に約8m後退した位置にゲートを設置します。道路から後退した部分の隣接境界部分はコンクリートブロック2段積みとします。大型トレーラーの通行や出入りに関して、都筑土木事務所と調整済みです。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。 転用地にかかる他法令との調整はありません。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野推進委員	<p>現地を確認したところ、特に問題はありません。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>第5号議案に入る前に、先月の農地法第5条許可案件について、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>先月ご審議いただいた令和2年度農地法第5条45について、許可相当として議決されましたが、改めて申請内容を精査したところ、譲受人が過去に農地転用許可を経て事業用地としている土地の工事完了報告が出ていないことが分かりました。このため、4月度神奈川県農業会議常設審議委員会へ諮問は見送りました。その後、完了報告書が提出されましたので、5月度に改めて諮問します。</p>
議長	<p>事務局の説明のとおりですので了承とします</p> <p>続いて、第5号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、譲渡人の孫で養子です。現在、都筑区茅ヶ崎中央の賃貸住宅に妻子とともに住んでいます。就農し、父親とともに本家近くの新羽町の畑で農業を営んでおり、毎朝、都筑区から通作していますが、明け方の通勤に危険が伴うことや通勤時間の短縮・家業の効率化のために、本家近くで新しい家を探していました。本家には、祖母、父、弟2人も住んでおり、譲受人家族が同居するには手狭です。</p> <p>申請地は本家と経営農地に隣接し、他に建築可能な土地もないため、申請地に分家住宅を建築するため転用することになりました。申請地自体で接道していないため、本家敷地の一部を通路として使用する計画です。</p> <p>立地基準は、第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、周辺農地は10ha未満です。</p> <p>被害防除について、北・西側は宅地に、東側は本家に隣接し、南側は経営農地になります。敷地内は砂利敷きとし、雨水は既存樹に集水して自然浸透させます。汚水及び雨水の一部は敷地内にて集水し、公共下水道へ接続し排水します。北・西側の宅地境には既存ブロック等があるため、それらを活用します。南側農地との境は、通作に支障がないように高さのあるものは設置せず、地先ブロックを設置します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令との調整について、建築局調整区域課で建築許可申請の受付済みです。計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。</p>
小山推進委員	<p>現地を確認しました。親元で営農できれば家業の効率も上がりますので、問題ありません。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>

	<p>無いようですので、1番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請は、譲受人の夫妻が、父の農地に分家住宅を建築するものです。</p> <p>現在、譲受人は宮城県仙台市に単身赴任していますが、転勤のため関東へ戻ることになりました。妻子は、譲受人の実家近くのアパートで暮らしていますが、これを機に家族3人で暮らしたいと考え、住宅を建築するために転用するものです。</p> <p>申請地以外の所有地は、すでに資材置場として貸していたり接道要件を満たせない等、利用できる土地が申請地しかなかったとのことです。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり10ha以上の集団農地に属しません。</p> <p>被害防除について、隣地との境界はコンクリートブロック及びフェンスを設置します。敷地内の雨水は、砂利敷き及び芝を張り自然浸透させます。駐車場部分は土間コンクリート仕上げとし、水勾配を付けグレーチング側溝から浸透枳で処理します。</p> <p>建物の雨水、汚水は北側道路の公共下水道に接続し排水します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整については、建築物の新築許可について建築局調整区域課で受付済です。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	2番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	事務局の説明のとおり問題はありません。
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第6号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。</p> <p>1番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	1番について、立地基準は第2種農地です。24年間道路として使用されていることを航空写真で確認しました。
議長	1番について、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、1番につきまして証明交付とします。 続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。 1番について、事務局から説明してください。
事務局	証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和3年3月5日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	2番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	願出人に話を伺いました。平成28年に相続を受け農業をやってきた方です。農地があるのは小机ですので、地区担当の大塚委員にも確認しました。主たる従事者であることは間違いありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	家族が農地管理できる場合はどうなるのか。
事務局	事前相談の段階で今後農地管理をする方がいるか伺っています。今回は妻と息子がいるが、農業ができないことを確認したうえで願出に至ったとのことでした。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、1番は証明発行とします。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。1番から4番について事務局から説明してください。
事務局	1番から4番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は5月6日を期限として事務局までご連絡ください。
議長	1番から4番について、あっせんに協力します。 以上で第10回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第9号について、野路委員お願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第8号まで一括で報告。
野路委員	1号から8号について質問等がありますか。 無いようですので第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	農地法に基づき毎年行っている農地パトロールについて、令和2年度の結果をご報告します。調査期間は令和2年7月13日から9月3日、調査実施者調査対象地域、調査方法について資料のとおりです。調査結果は、資料のとおりです。 1号・2号農地に指定された農地のうち、6か月経っても意向表明が無い、または農地利用が再開されていない場合は、農地法に基づき、農地中間管理機構へ情報提供を行います。
野路委員	9号について質問等がありますか。
森田推進委員	草刈りだけしている場合にはどのような判断になるのですか。
事務局	考え方としては休耕地に該当し、管理不十分とは判断していません。
大立委員	なぜ荒れているか理由を合わせて考える必要があると思います。儲からない、肉体的にきつい、他の仕事がある、などです。行氏が政策的に対応しないと、今後も対象地が増えていってしまうと思います。
事務局	農業ができる方に集約していくということは、最も重要な事務であると3年前の制度改正で位置づけられています。所有者の意向を確認しマッチング事業等で耕作できる人に繋げていくことも併せ、農業委員会・市全体としてできることを今後も検討していきます。

野路委員	<p>他に質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第9号を了承とします。 続いて、その他の案件について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>その他の案件について説明。 ・5月審議案件「生産緑地追加指定申し出地区の農地等への該当について」</p>
野路委員	<p>ただいまの説明につきまして、意見や質問はありますか。 無いようですので、その他の案件について了承とします。 これをもちまして第10回総会を終了します。</p> <p>(15時40分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和3年4月26日開催 第10回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	
5	加藤 保		欠席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		欠席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	議事録署名人
19	小島 重信		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	北見 喜重		出席	
3	栗原 茂		出席	
4	小山 正博	連合会理事	出席	
5	齋藤 公		出席	
6	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
7	永島 善範		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	吉野 幸弘		出席	
10	飯田 清		欠席	
11	内田 英一		出席	
12	大矢 勝		出席	
13	小原 甲史		出席	
14	齋藤 春美		出席	
15	佐藤 孝春		出席	
16	新川 和生		出席	
17	森田 喜八郎		出席	
18	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし